

地域保健における行政主体としての  
市町村の役割の明確化について

(大橋構成員作成資料)

## 市町村保健活動（地方自治体業務）の再構築を取り巻く環境

H18.9.7 三重県：大橋

### 1 行財政改革

#### ○行政改革推進法

- ・ 基本理念＝簡素で効率的な行政改革  
    必要性の減少した事務・事業を民間に委ねて民間活動の領域を拡大  
    行政機構の整理・合理化

- ・ 地方公務員数の純減＝平成17年度から5年間で4.6%以上の純減

↓

#### ○骨太の改革2006

- ・ 地方公務員＝5年間で行政機関の国家公務員の定員削減（▲5.7%）と同程度の定員削減を行うことを含め大幅な人件費の削減  
    地域の民間賃金の反映等のための給与構造改革

↓

- ◇従来の効率化、我慢や努力のレベルでない（発想の転換が必要）

発想の転換のキーワード＝真に行政が担うべき業務の洗い出し

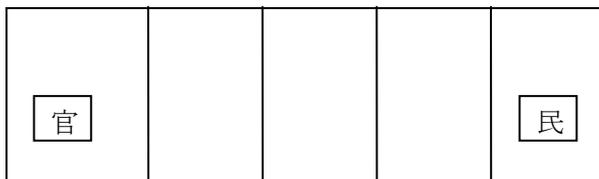
独立行政法人、指定管理者制度、市場化テスト

### 2 新しい時代の公

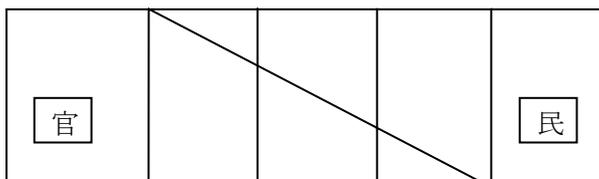
#### ○官と民の役割分担についての考え方の変化（公的領域の開放）

- ・ 官 OR 民の2分・区別 → 多様な主体が担う「公（おおやけ）」  
    行政と民間企業、NPO、市民等との「協働」
- ・ 社会の諸課題に対して市民・民間企業と行政が公共領域をともに担い、その役割分担は、目的、地域資源、目標設定、責任の所在等で異なる。

〈従来の官・民の概念図〉



〈新しい公・協働の概念図〉



### 3 民間ノウハウ導入のフレーム

#### ○独立行政法人「地方独立行政法人法」(平成16年4月施行)

公共上の見地から確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的、効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人。

【例】 大学、病院、試験研究機関 等

#### ○指定管理者制度

地方自治法244条の規定により設置する「公の施設」を効果的、効率的に管理するために、指定管理者(民間、NPO、外郭団体等)にその管理を行わせる。

【例】 公園、交流施設、福祉施設 等

#### ○市場化テスト

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年7月施行)

①趣旨：民ができることは民に、官民、民間競争入札の活用

公共サービスの質の維持向上、経費の削減

②対象事業の例(第1段：地方公共団体関係)

・戸籍謄本、納税証明書、印鑑登録証明書等の交付の請求受付及び引き渡し

③※民間からの意見募集

### 4 重要事業における課題例(伝聞情報)

#### ○介護保険、障害者自立支援法

- ・ 包括支援センター：直営部分と委託部分の整理
- ・ 介護予防：福祉サイドからの介護予防と従来の健康づくり活動との再整理  
一旦、ケアマネに傾いた介護予防への関わり方

#### ○医療制度改革(医療費適性化、地域ケア・療養病床転換、医師確保)

- ・ 健診・保健指導の医療保険者実施(H20年度)：ポピュレーションアプローチとハイリスク対策の在り方の整理
- ・ 乳幼児、母子事業～介護予防という縦糸と健康づくり、生活習慣病対策という横糸で保健衛生活動の布を織る。
  - 健診、相談で忙しくて、乳幼児、母子対策が不十分となると
  - ×成人病予防、×軽度発達障害児の早期対策が手薄となり
  - 各種事業(特に予防対策)のもぐらたたき化

### 5 市町村合併

- ・ 生みの苦しみや困難もある一方で、地域の実状、課題に根ざした保健事業の再構築、事業整理のチャンス
  - 企画・再構築でなく、足し算や平均値となっている自治体もある。

## 6 この道は～？

### ○県が歩んできた道

- ・ 1次サービスが市町村へ → 2次サービス、広域・支援へシフト
- ・ 1次サービスのフィールドを失いながら、高度・専門的サービスを担う  
→ 人材育成に大きな課題

【外部からの声】市町村との「2重行政」では？

いつまで市町村を「支援」するのか？

本当の意味で県が担うべき「公」とは？

- ※ この声には、保健、福祉事業（制度）の重層的な制度設計についての無理解の部分もあるが、本質をついている部分もあるのでは。

### ○市町村が歩むかもしれない道

- ・ 直接サービスが民間、保険者へ → 

？	？	？
---	---	---

◇健診事業の歩む道

県保健所業務 → 市町村保健センター業務 → 保険者業務

【外部からの声】 

？	？	？
---	---	---

↓

- ※ 今後一層の厳しさを増す行財政改革という流れの中で、公的領域の開放と民間ノウハウの導入という大きな波を受けて、本当の意味で市町村が担うべき「公」とは？